

No.1

近畿税理士会

平成11年10月1日発行

泉大津支部だより 創刊号

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 榎本善夫

泉大津市東豊中町1-11-16 ユタカマンション202号

TEL.0725 (45) 8747

編集委員/中尾信雄・藤本茂郎・原 正人・石川光徳・小柳孝平



発刊のごあいさつ

支部長 榎本 善夫

秋涼の候、支部会員の先生方にはご健勝で業務にご活躍の事と存じ上げます。また、平素は支部運営に關しまして多大なるご理解、ご協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

今般「近畿税理士会 泉大津支部だより」を発刊出来ることとなりました。折しも、今年は支部創設20周年でもあります。この様な節目の年に「支部だより」を発刊出来ることは、歴代支部長先生の功績の集大成でもあり深く感謝申し上げます。

支部長就任以来一貫して情報公開の必要性を言い続けて参りました。すなわち、支部の会員先生の異動状況、支部行事予定並びに報告、本会の動向、税理士ととりまく諸問題（規制緩和、税効果会計、キャッシュ・フロー会計、地方自治体の外部監査制度、税理士法改正、中小会社の計算公開の問題、電子申告等々）等のよりリアルタイムな情報です。そしてそのためにはやはり「支部だより」が必要であると考えてきました。本年の総会でも申し上げましたとおり、時の支部長が最も支部の事を熟知しております。本会等の情報も入って参ります。また、当支部から每期何人かの先生方が本会の理事・監事・部員・委員に就かれご活躍されています。これらの情報が個々で終わってはいけません。情報として支部会員先生方にも積極的に受け止めて頂きたく存じます。

情報・知識の多くは支部長・役員といった一部会員の専有物ではなく、支部会員先生方が同じ「想い」で共有化出来る事が理想です。その第一歩が「支部だより」発刊です。ただ、発刊する以上は継続性が大事です。支部長就任一期目は役員会の運営の中でこのような努力をして参りました。そして、支部長だけの、あるいは担当役員だけの「想い」だけで物事を進めると

いう部分を少しずつ無くしてきております。二期目となり、役員先生方のご理解、ご協力、ご努力をいただき今日に至りました。

「発刊することから始めよう」との思いで、発刊させていただきましたので、色々な問題が発生すると思っております。情報もうまく積み重ねれば宝の山ですが、ヘタをすればただのゴミになります。原稿も先生方にお願ひしなければなりません。（その折は是非ご玉稿をいただけます様にお願い致します）

支部会員の先生方にはどうか気長に見守っていただきながら、積極的にお読みいただき、ご意見ご感想等をどしどし言っていただきたいと思います。それで「支部だより」がより良いものになって支部会員先生方の業務の向上、発展に寄与出来れば発刊者としてこの上なき喜びでございます。

ともあれ「発刊」出来ました。担当の先生方のご尽力に深く感謝申し上げますとともに役員一同より良き紙面を目ざして努力を重ねて参ります。

「近畿税理士会 泉大津支部だより」を通じての、当支部の発展並びに支部会員先生方の業務の発展を祈念致しまして、「発刊」のあいさつと致します。



創刊号 主な内容

- 1面…発刊のごあいさつ
- 2面…知識あれこれ「インターネットを使いましょう」
- 3面…同 上
- 4面…誌上研修「特定情報通信機器の即時償却」について
- 5面…同 上・一口健康メモ
- 6面…心のひろば「ヨットを楽しむ」
- 7面…告知板・原稿募集について・編集後記
- 8面…大阪・奈良税理士協同組合 広告





インターネットを使いましょう!

～誰でも使えるインターネット～

延 時 隆



1. インターネットで何ができるか?

(情報の収集・整理・活用)

何かを調べようと思えば、ひとはどうするでしょうか。

〈たとえば旅行について〉

- ① 良く知っている人に聞く。
- ② 本、雑誌で調べる。
- ③ 本屋に行く…。

ある程度までは、情報収集できるでしょう。しかし、もっと自分の知りたいことを手取り早く知るためには、インターネットがうってつけです。

つまり、居ながらにして、すぐ情報を入手できるのです。

インターネットを使って、さまざまなジャンルを見てまわることをネット・サーフィンといいます。ただし、やみくもに大型書店の中で、目的なしに、見て回ることと同じで、ただ時間が過ぎてしまい、「あゝこんなものか」だけで終わってしまうかもしれません。

目的意識をもって、これと思った「キーワード」をいくつか持っていれば、思うところの情報を探し出すことができます。

さらにそうした情報を見て終わるだけでなく、パソコンに取り込み蓄積して、また、整理して活用できます。

2. 最新のニュースを知る

政治・経済・財政・金融・社会・スポーツ・家庭・教育・美術・音楽・文化・地方地域とさまざまなジャンルについて、新聞・雑誌よりはやく、詳細に、また、関連ある情報を最新のニュースとして知ることができます。

会計人であれば、税法・民法・判例、経済社会の動きが気になります。条文を初めとして、改正された税法・通達の内容など、その他、最近であれば、税効果

会計、キャッシュ・フロー計算書、定期借家権の立法化、ビックバーンの動きなど、いろいろの角度から政府・研究機関・マスコミから情報発信されています。



3. 情報の活用

取り込んだ情報を印刷することで、手許にはない書式を入手することができます。

大阪国税局・税理士会のホームページでは、各種申請書の様式が提供されており、届出書、申請書を印刷し、記入届出できますし、事務所のストック分として活用できます。

いま、国税庁・局でも検討されはじめた電子申告に

ついても、いずれインターネットを介したことになるでしょう。

ホームバンキングでも、個人情報として入手し、残高照会・振替・振り込みなど、現実に行われています。その他、旅行の時の飛行機空席状況と申し込み、ホテルの申し込み、商品申し込みから電子決済まで、現実に行われています。

4. メールを交換 (FAXより確実に、鮮明に情報交換)

電子メールは、紙を使ってFAXで送信するより、格段に速く、画面に鮮明に展開されます。また、複数のひとに同報発信できますし、自動ストックされますから、情報日時も保存され、繰り返し活用もできます。

メールで顧問先などと資料(ワード・エクセルのファイルのまま)を受信・発信できますから、相手へのフロッピー持参といったことも不要です。



5. やりやすくなったインターネット

これだけあれば、いまからでも即、できます。必要なものは次のものです。

①パソコン②モデム③ソフトウェア④電話回線⑤プロバイダと契約⑥お金とクレジット・カード⑦やってみようとする心意気。

個々に説明します。

①パソコン

使いかた次第で机上型(デスクトップ)か、持ち運びできるノート型かを選びます。ノート型は机上型より約2割相当値段が高いようです。大きさは机上型で17インチ、ノート型で約14インチ程度が見やすい大きさです。

②モデム

パソコンと電話回線を接続するための装置。ただし、いまのパソコンには、モデムは内蔵されています。

③ソフトウェア

インターネットのために「ブラウザ」というソフトが必要です。ただし、いまのパソコンには、既にちゃんとそのソフトが組み込まれています。

④電話回線

一般回線(アナログ)は、事務所または自宅の回線を使うことでOK。ただし、インターネットを利用していると、電話の発信、受信ができないので、デジタル回線のISDN(NTTに申し込みをすれば、今の電話番号を変えることなく、月約400円増)で、現在の回線に1本追加したことと同じ要領で、つまり2本の電

話回線を使うように、電話とインターネット用、電話と電話、電話とFAXというふうに使えます。

⑤プロバイダと契約

電話回線を利用してインターネットと接続するために、仲介役の接続業者であるプロバイダと契約します。業者が多数ありますので、料金体系も様々ですから、すぐ回線が繋がりやすい業者を選びます。(メジャーなものは約10社)

⑥お金とクレジット・カード

パソコン約20万円、電話使用料金(NTT)が要ります。そして、インターネットでは、プロバイダ料金月額2~3千円など、上の2つを除けば、クレジットカード(JCB、VISAなど)で決済するのが普通です。

⑦やってみようとする心意気

やはり、使ってみようとする心構え、そう大して構えずに、新聞、週刊誌を読むソフトな感覚さえあれば十分です。

(つづく)



第1回 誌上研修

「特定情報通信機器の 即時償却」について



研究部／上吹越 弘・石川 光徳

平成11年度の税制改正においては、所得税及び法人税について恒久的な減税を実施するとともに、種々の改正が行なわれました。今回の誌上研修では、投資促進の一環として時限的に講じられた「特定情報通信機器の即時償却」について勉強していきます。

尚、研究部としては、今回初めての誌上研修という試みで時間的制約もあり、不備な点、吟味不足な点、多々あることと思いますが、ご容赦のほどお願いいたします。

◎特定情報通信機器の即時償却 措置法 第12条の4・第45条の3
措置法規則 第5条の20の2
同 第20条の16の2

1. 制度の内容

本制度は、青色申告書を提出する個人・法人が平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に、取得価額100万円未満の特定情報通信機器の取得等をして、これを事業の用（貸付けの用を除く）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において取得価額の全額の損金算入をすることができるというものです。

〈対象機器の範囲〉

- ①「電子計算機」または「電子計算機及びその附属装置」
- ②「デジタル複写機」または「デジタル複写機及びその附属装置」
- ③「ファクシミリ」または「ファクシミリ及びその附属装置」
- ④「デジタル構内交換設備」または「デジタル構内交換設備及びその附属装置」
- ⑤「デジタルボタン電話設備」または「デジタルボタン電話設備及びその附属装置」
- ⑥「電子ファイリング設備」または「電子ファイリング設備及びその附属装置」
- ⑦「マイクロファイル設備」または「マイクロファイル設備及びその附属装置」
- ⑧「ICカード利用設備」または「ICカード利用設備及びその附属装置」

以上に掲げる8種類の器具及び備品で、その取得価額が100万円未満のものをいいます。

なお、本制度を適用するにあたって、本体装置と複数の附属装置の取得価額の合計額が100万円以上になるときは、100万円から当該本体装置の取得価額を控除した残額に満たない範囲内で、当該個人・法人の選択により当該複数の附属装置の一部について本制度の適用を受けることができます。

〈例〉	① 本体装置 75万円	附属装置 20万円	
	適用可		
②	本体装置 75万円	附属装置(A) 20万円	附属装置(B) 25万円
	適用可		適用不可
③	本体装置 75万円	附属装置(A) 20万円	附属装置(B) 24万円
	本体装置と附属装置(A) } いづれか 本体装置と附属装置(B) } 選択して適用可		

2. 特別償却限度額

本制度は、特別償却制度として構成されており、特別償却限度額は、特定情報通信機器の取得価額に相当する金額のうち、普通償却限度額を超える部分の金額とされています。これにより、普通償却額と合わせて取得価額の金額について事業の用に供した事業年度の損金の額に算入することができます。



〈計算例〉

パソコン本体 70万円
 附属装置④ 25万円 } 耐用年数6年 定率法 0.319
 附属装置⑤ 15万円

① 本体70万円、附属装置④25万円を即時償却の対象とする

② 特別償却限度額の計算

$(70万円 + 25万円) \times 0.319 = 303,050円$ (普通償却限度額)
 $(70万円 + 25万円) - 303,050円 = 646,950円$ (特別償却限度額)
 (普通償却限度額)

③ 当期償却限度額の計算

$(70万円 + 25万円 + 15万円) \times 0.319 = 350,900円$
 本体 附属装置④ 附属装置⑤ (当期普通償却限度額)

$350,900円 + 646,950円 = 997,850円$ (当期損金算入限度額)
 (当期普通償却限度額) (特別償却限度額)

参考として特定情報通信機器の即時償却の償却限度額の計算に関する付表(特別償却の付表(二十一))を掲載します。

特定情報通信機器の即時償却の償却限度額の計算に関する付表(第45の3)		第1号	第2号	第3号
特定情報通信機器の区分		第1号	第2号	第3号
特定情報通信機器の区分		第1号	第2号	第3号
取得年月日		年	月	日
事業の用に供した年月日		年	月	日
特定情報通信機器の取得価額の合計額	本体装置の取得価額	円	円	円
	附属装置の取得価額			
	④の取得価額の合計額			
	(④+⑤)が100万円以上となる場合は、100万円-④			
	(④)の金額に満たない範囲内で減額した取得価額の合計額(④のうち減額した部分)(④の取得価額の合計額)			
特定情報通信機器の即時償却限度額	(④+⑤)又は(④+⑥)			
耐用年数		年	年	年
償却率				
普通償却限度額		円	円	円
特別償却限度額				
償却・償却方式の区分		償却・償却金	償却・償却金	償却・償却金
通過		通過	通過	通過
特定情報通信機器の取得及び即時償却の対象とするものの選択	④	□	□	□
	⑤	□	□	□
	⑥	□	□	□
	⑦	□	□	□
	⑧	□	□	□
事業の用に供した特定情報通信機器の減価償却上参考となる事項				
その他参考となる事項				

(注 332-41)

3.ポイント

- ① 青色申告者に限定されていること。
- ② 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に取得し、かつ事業の用に供すること。
- ③ 対象設備が電子計算機等8設備に限定されていること。
- ④ 取得価額100万円未満の判定は「本体」あるいは「本体+附属装置」でもよいこと。
- ⑤ 中古資産は対象にならないこと。
- ⑥ 本制度を適用して即時償却しても固定資産税は課税されること(3年一括償却資産とは違い、固定資産税の課税客体から除外されない。)

一回健康メモ

タオル体操

タオルでふだん使っていない筋肉をのばしましょう

身近にあるタオルを毎日使って、筋肉を十分のばし、体の機能をおとさないようにしましょう。(肩こりなどの予防にも役立ちます)

1 手首を使って
 タオルをまわしましょう
 (左に8回、右に8回、右手、左手)



2 両手でタオルを引っ張り
 ひっぱりましょう(8回)



3 肩幅程度にタオルをもって
 ヒジを曲げずに
 両腕を上にはばきましょう
 (4回)



4 肩すじを洗う感じで
 左右へ引きましょう
 (8回)



5 肩中を洗う感じで
 上下に引きましょう
 (左を上にして8回、
 右を上にして8回)



6 タオルを使って
 体を前後に曲げましょう



7 腰をひねる運動

(左へ回して2回、
 右へ回して2回、
 これを2回
 くりかえす)



8 タオルを使って肩をまわしましょう(左へ回して2回、右へ回して2回)



9 タオルしばり

タオルを
 両手で持って
 ねじりましょう



10 タオル落とし

タオルをはなし、
 すぐにまた、
 つかみましょう
 (左5回、
 右5回)



* 日常生活に運動をとり入れましょう!!

大阪府環境保健部 提供資料

心のひろば



——ヨットを楽しむ——

露 口 六 彦



「忙中閑あり」といきたいところだが、開業して18年、常に業務に追っかけられて今日まで来てしまった。このままだと年々歳々繰り返して、年をとってしまいそうだ。いつでも休めそうなのに、仕事で大事で休む勇気がない。そんな中で唯一余り皆さんが出来ないことを趣味としている。それは関西学院大学へ入学して、体育会ヨット部へ入部してから今の趣味が始まった。

しかし、当時は趣味の世界ではなく、私学独特のきつい練習の連続であった。おかげで、在部中二度も全国制覇を経験することが出来た。社会人になってから国体にも出場することが出来た。

若い時には体力もあってレースヨットを趣味としたが、今は命が大切で無理もなくなり、ここ10年くらい前からはクルージングヨットに趣向を変えた。ホームポートは新西宮ヨットハーバーで、メンバーは大学のヨット部のOB10名で共有している。ドイツ製で41フィート（約12メートル）、エアコン、シャワー、トイレ、自動操舵装置付きで、スピードより安定感の高いヨットである。行動範囲は、瀬戸内海から四国、和歌山の太平洋沿岸をクルージングしている。エンジンは、ヤマハ50馬力で少々荒天でも機走出来る。5月の連休と8月の夏休みは全員でクルージングすることとしているが、男所帯で単身赴任経験のある先輩が名コック長で、食事には不自由しない。漁港では漁師さんが鮮魚を分けてくれるのも楽しみの一つ。船の上は、さながらビアガーデンのようで、飲んでいるか、しゃべっているか、寝ているかである。

クルージングではいろんな体験をしてきた。例えば、四国一周した時のことであるが、佐多岬を通過し、足摺岬を廻航し、室戸岬を目指して順調に航行中、新月で午前0時頃、「ドスン」という音と共に、ものすごいショックを感じ、船が何かにぶつかった様子であった。その時の状態はウォッチが1名、

操舵者1名、他の5名は就寝中であつた。

びっくりして皆さんが起きてきたが、大太平洋の真ん中で座礁する筈もない。エンジンはストップして故障状態になり、風もなくなり進まない状況で、夜が明けるまで漂流していった。お盆で周りを通る船も少ない中で、一隻だけ漁船と運良く出会えた。必死の思いで声をかけ、お願いをして、高知の大方港まで曳航してもらった。そこがたまたま、日本でも有名な『ホエールウォッチング』の基地であった。漁師に聞けば、「それは鯨とぶつかった？」という話になった。足摺岬は『ニタリクジラ』が沢山いるそうで、未だに原因が分からないのだが、我々仲間ではクジラとぶつかり合ったということになっている。

自然は油断すると危険だが、ナイトセールは星もきれいし、夜光虫にも出会える。瀬戸内海は海賊の島が多く、村上水軍などの遺跡も多く残っている。淡路島南端にある沼島は“ハモ”が美味しい。お盆に行くと、島の盆踊りに遭遇し参加させてもらったこともあったし、お風呂に入れてもらったこともあり、素朴な島の人との触れ合いも楽しみの一つである。

自然との対話の中で過ごせる時間が、ホッとしてより人間らしく感じられ、つい海へ行きたくなる。『海は男の世界』と言うから、家族に言わせれば自分勝手だという。普段は仕事が忙しいと言い、又ある時は自分だけの趣味に走っていると、常に犠牲は家族にある。家族に対するこの借りはいつ返せるのかと思うが、年老いてゆくと借りを返すどころか、又世話になるような気がする。先生方や如何！



告知板

〈支部行事〉

- 10月 3・4日 支部旅行
(旧中山道ウォーキング、ゴルフ等、信州昼神温泉の旅)
- 8日 署、支部懇談会 支部役員会
- 11月11~17日 “税を知る週間” 行事への参加
[無料税務相談会場は、次の二箇所]
11日サティ、16日ダイエー泉大津店
- 17日 納税表彰式
- 22日 支部研修会 (午後1:30~3:30)
泉大津駅東100mテクスピア大阪
テーマ「変革する審査業務への対応を探る」
(内容: 国民金融公庫の融資判断基準など)
講師: 池田光男氏
(国民金融公庫OB、現日大講師)

〈本会関係行事〉

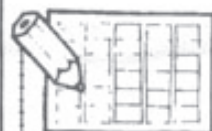
- 10月 1日 地域対抗競技会
(ボーリング、当支部より3名参加)
- 13日 同 上 (囲碁、当支部より2名参加)
- 18日 支部長会
- 11月 8日 支部運営研修会 (当支部より4名参加)



〈会員の異動〉

平成11年10月1日受付分以降を次号から掲載。

※創刊号なので、とりあえず以上の形式で諸案内を掲載しました。
今後、先生方のご意見を参考に充実していきたいと考えています。



次号原稿募集について

業務についてや、趣味について、また、日々感じていることなど、貴方の声をお寄せ下さい。原稿用紙がごさいますので、事務局又は広報委員会の藤本、小柳までご連絡いただくか、24文字×70行前後(横書き)の書式でお願い致します。

尚、特定の政治や信教等についての内容の場合、掲載を見合わせる場合がございますので予めご了承ください。

ぜひ誌上にご参加ください。お気軽にご寄稿をお待ちしております。

編集後記

茜色の空があざやかな季節です。独(孤?)立性の強い業種にあって、なんとか私たちの絆をさらに深めることはできないだろうか、そんな夕焼けの空に似た思いの色彩を帯びて歩き出した創刊号です。

本当に多くの先生方のご協力を頂いての第一歩です。ここにそのすべての御高名を掲記することはできませんが、誌面を借りてその謝意を表します。尚、別掲の通り、原稿を募集していますので、とどしどしご寄稿くだされば、編集委員一同これに勝る喜びはありません。ただし、顔写真だけ掲載して欲しい、というご要望には応じかねますが……。

(編集委員一同)

YOUR BEST PARTNER

阪奈税協の 事業案内

大阪・奈良税理士協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき「組合員のための共同事業を行い、経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図る」ことを目的に昭和53年4月10日に設立されました。

スケールメリットを生かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています。

皆様方のご支援、ご協力を、お願いいたします。

保 険

積立年金、VIP 大型総合保険、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアーズ保険、自動車保険

不動産

トリニテシシステム(相続対策)
不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

販売あっせん

業務関連用品、OA機器、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、健康器具

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、カーリース、人材派遣
セキュリティ

ステータスシンボル

提携会社

DC CARD 税理士マーク入りカード

■DCカード
■住友VISAカード
■三和JCBカード
■日本ダイナースクラブカード



セキュリティ

【事務所・自宅】 組合員特典あり!!



〈詳細は、阪奈税協事務局まで〉



取扱会社…セコム(株)・東洋テック(株)

大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800